全国商工新聞　付録　昭和 26 年 11 月 17 日第 3 種郵便物認可

きもつき民商 ニュースレター

2023 年 4 月 21 日号　Tel：0994-40-6646

■税務相談停止の悪法糾弾　自主申告

強め反撃を　納税者権利求め、署名にご協力ください。

税や不正還付の指南を取り締まるという口実で、納税者同士が行う税金相談にも国が介入できるようにする「税務相談停止命令制度（命令制度）」の創設を盛り込んだ税理士法「改正」を含む所得税法等の一部「改正」案が 3 月 28 日、自民、公明などの賛成多数で可決・成立しました。各界から「納税者の権利を脅かす悪法は許されない」「自主申告運動を強め反撃を」など、悪法を糾弾し、たたかう決意が表明されています。

全国商工団体連合会（全商連）は直ちに、「税務相談停止命令制度創設に断固抗議し、納税者の権利擁護・発展への共同を呼び掛ける」との声明を発表。「税務相談停止命令制度の創設にもひるまず、ゆるがない自主申告運動」の推進を呼び掛けました。

全商連など自主申告運動の擁護・発展をめざす 8 団体が 1 月に呼び掛けた「納税者の権利擁護を求める緊急署名」は、3 カ月足らずで急速に広がり、16 万人分以上を国会に提出しました。

この間、国税庁との交渉では「納税者が申告・納税するために学び合う活動は自由なのか」「処分の対象なのか」と追及しましたが、「学び合う内容が漠然としてるので、回答はできない」などと拒否していました。日本共産党の衆参両院議員と連携した国会論戦では、命令処分を行うには①税務相談の内容が脱税や不正還付を指南するものかどうか②納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するために、緊急に措置を取る必要があるかどうか―を個別に判断するとの二重の制約が課されることを明らかにし、「申告納税制度は尊重登録申請は、2023 年 9 月末までとする特例があります。あらゆる業界団体も反対しているインボイス制度の中止のために、登録申請は焦らず、民商に相談を！（全商連 HP より転載）

図 国会論戦で明らかになったこと

命令制度の目的	究極の目的は、不正に国税を免れさせること等による納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止すること。
命令処分の判断基準	①税務相談の内容が脱税や不正還付の指南に該当し、②納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼす場合で、個別の事実関係に基づいて判断する。
申告納税制度について	申告納税制度の下、納税者の納税義務の履行を適正かつ円滑に実現できるよう、税務行政を適切に執行する。申告納税制度を尊重する。
納税者同士の学び合い	納税者同士で一般的な知識を学び合う、現在の税理士業務の税務相談に該当しないような取り組みを対象とするものではない。
弁明の機会	命令処分を行う際には、行政手続法に定める一定の手続きに従い、原則として弁明の機会が事前に付与される。

衆院財務金融委員会（2月21日）の田村貴昭議員、参院財政金融委員会（3月17日）の小池晃議員（いずれも日本共産党）の質問への答弁から

■中小業者のための鹿児島県の融資制度について

※詳細は事務局までご相談ください。

中小企業者のための鹿児島県の融資制度

伴走支援型借換支援資金

R5.1.27 創設

○ **どんな資金？**

いわゆるゼロゼロ融資の返済が本格化しつつある現状を踏まえ，借換需要等に対応した資金を創設しました。

コロナ融資の返済負担の軽減を図りつつ，収益力改善を促すため，金融機関による伴走支援と経営指標の向上目標を設定した経営行動計画書の作成が必要となります。

○ **融資対象者** 県内で現に営む事業を１年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合

次の（1）から（3）のいずれかに該当し，かつ**経営行動に係る計画を策定**したもの

(1) **セーフティネット保証４号**の規定による市町村長の認定を受けていること。
（新型コロナウイルス感染症等に起因し，売上が２０%以上減少等）

(2) **セーフティネット保証５号**の規定による市町村長の認定を受けていること。
（全国的に業況の悪化している業種に該当する事業者で売上が５%以上減少等）

(3) 次の①又は② i からⅲのいずれかに該当すること。

① **最近１か月間の売上高**が**前年同月の売上高**と比較して**５%以上低下**していること。

② i **最近１か月間の売上総利益率**または**営業利益率**が**前年同月の売上総利益率**または**営業利益率**と比較して**５%以上低下**していること。

ⅱ **最近１か月間の売上総利益率**または**営業利益率**が**直近決算の売上総利益率**または**営業利益率**と比較して**５%以上低下**していること。

ⅲ **直近決算の売上総利益率**または**営業利益率**が**直近決算前期の売上総利益率**または**営業利益率**と比較して**５%以上低下**していること。

国の伴走支援型特別保証制度に対応

○ **融資条件**

融資限度額	運転資金・設備資金 １億円（借換需要に加え，新たな資金需要にも対応）	
利率	１年以内 年1.4% ／ １年超3年以内 年1.6% ／ ３年超５年以内 年1.7% ５年超10年以内 年1.9%	
信用保証料（県補助後）	融資対象者の欄(1)，(2)	年0.1% 国補助後の保証料率：年0.2%のうち，**0.1%を県が負担**しています。
	融資対象者の欄(3)	年0.1～0.51% 国補助後の保証料率：年0.2%～1.15%のうち，**0.1%～0.64%を県が負担**しています。
融資期間	10年以内（うち据置60月以内）	
償還方法	毎月均等分割	
取扱金融機関	鹿児島銀行／南日本銀行／鹿児島信用金庫／鹿児島相互信用金庫／奄美大島信用金庫／鹿児島県華僑信用組合／鹿児島県医師信用組合／奄美信用組合／福岡銀行／肥後銀行／宮崎銀行／西日本シティ銀行／熊本銀行／宮崎太陽銀行／商工中金（県外に本店を有する金融機関については県内関係店に限る。）	
必要書類	信用保証委託申込書／県民税及び市町村民税の納税証明書／中小企業制度資金融資申込書／特定中小企業者認定書（要件(1)及び(2)の方が対象）（市町村発行）／売上高，売上総利益率又は営業利益率の低下が確認できる書類（所定様式）（要件(3)の方が対象）（金融機関）／経営行動計画書／その他知事，保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類	
取扱期限	令和６年３月３１日までに保証申込受付されたもの	

※ 連帯保証人及び担保は，保証機関の定めるところによります。

※ 既に借り入れている資金が借換えが可能かどうかについては，金融機関または保証機関へお尋ねください。

○ **融資の流れ** ～ご相談は最寄りの金融機関へどうぞ～

鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課

■民商役員立候補、推薦受付について

今年の総会は７月２日（日）を予定しています。これに先立ち、役員の立候補及び推薦を受け付けます。

立候補、推薦する方は、５月 31 日までに事務局までご連絡下さい。

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。

営利を目的とせず、中小業者の働く権利を勝ちとる運動をすすめる、最低限必要な経費を会費によってまかなっています。会費の 15 日納入にご協力下さい。